

免税販売管理システム改修の検討状況

【留意事項】

本資料は、令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）において示された外国人旅行者向け免税制度の見直しに示された方針（リファンド方式への見直し）に沿って、免税販売管理システムの改修の検討状況について説明するものであり、リファンド方式の実施については、国会審議を経ることが前提となることにご留意ください。

国税庁

目次

- API仕様書ドラフト版の公開について
- 税関確認情報の提供について
- 購入記録情報ver3について
- 今後のスケジュール

目次

■ API仕様書ドラフト版の公開について

■ 税関確認情報の提供について

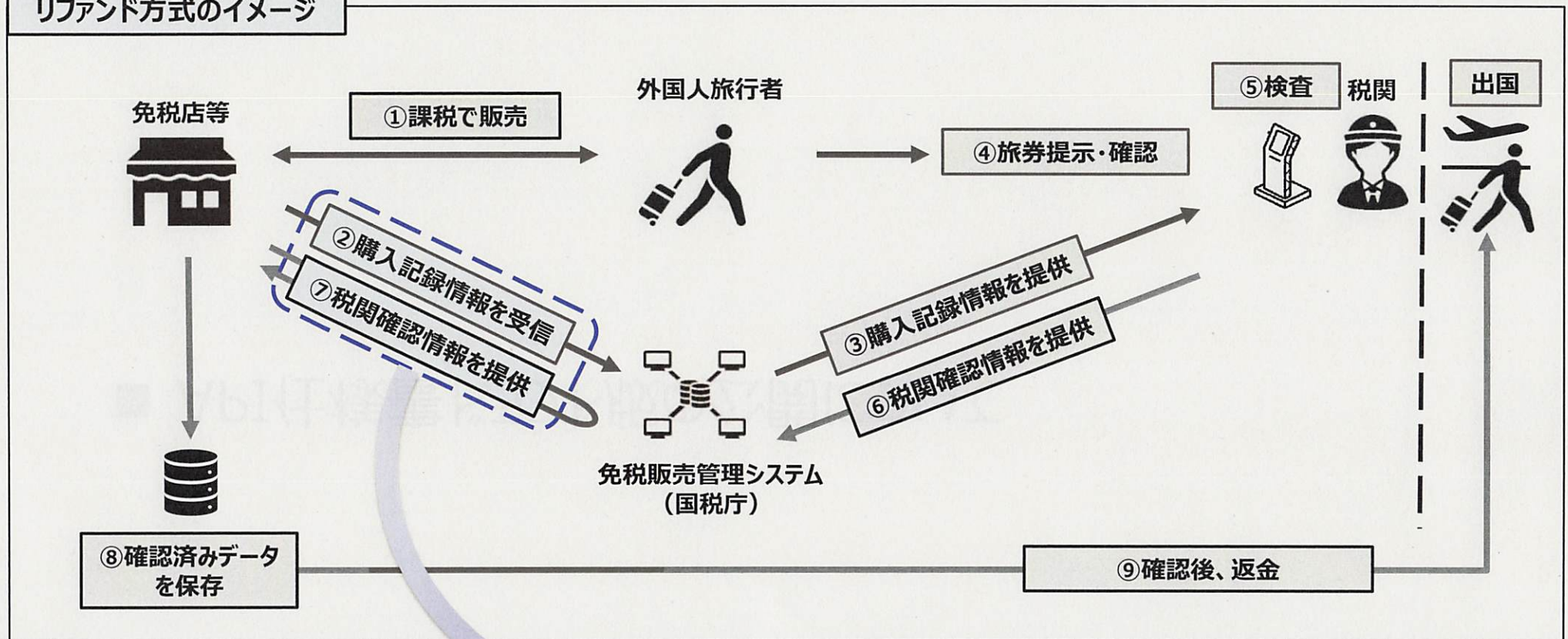
■ 購入記録情報ver3について

■ 今後のスケジュール

リファンド方式後の手続とAPI仕様書の関係

- API仕様書ドラフト版を令和7年1月17日に公開
 - ・ リファンド方式後の購入記録情報ver3を追加
 - ・ 税関確認情報の提供仕様を新規追加

リファンド方式のイメージ



- ・ 免税店等と免税販売管理システムとでデータ連携
- ・ データ連携仕様について、API仕様書に記述

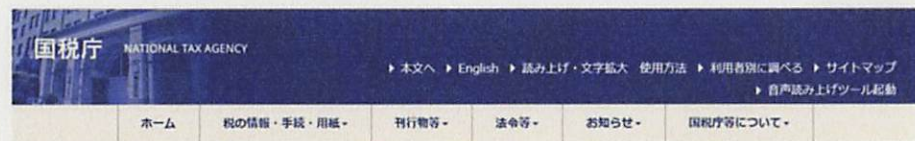
API仕様書ドラフト版の公開

- 現行制度/リファンド方式の2種類のAPI仕様書を公開
- 譲渡年月日が令和8年10月31日まで ⇒ 現行制度用API仕様書
- 譲渡年月日が令和8年11月1日以後 ⇒ リファンド方式用API仕様書（リファンド方式はドラフト版で公開）

現行制度

階層 ⇒ ホーム / 刊行物等 / パンフレット・手引 / 輸出品販売場における輸出免税について / 免税販売管理システムの利用について

URL ⇒ <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>



ホーム 刊行物等 パンフレット・手引 免税販売管理システムの利用について

免税販売管理システムの利用について

刊行物等

・パンフレット・手引

・広報関係

4 購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開

目的

掲載箇所

仕様書一覧

項番	資料名	ダウンロード	更新月
1	API仕様書	ZIP形式：約714KB	令和5年7月
2	コード表	ZIP形式：約37KB	令和5年7月
3	購入記録情報のサンプルデータ	ZIP形式：約36KB	令和4年9月
4	いただいたご意見・ご不明点	ZIP形式：約30KB	令和元年5月

リファンド方式

URL ⇒ <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm>



(2) 令和7年度税制改正大綱に係るAPI仕様書（ドラフト版）について

「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）において示された輸出品販売場の見直し（リファンド方式への見直し）に係るAPI仕様書（ドラフト版）については、[こちら](#)をご確認ください。

免税販売管理システム API 仕様書

仕様書（ドラフト版）（令和8年11月以後譲渡日用）

項番	資料名	ダウンロード	更新月
1	API仕様書	ZIP形式：約566KB	令和7年1月
2	コード表	ZIP形式：約19KB	令和7年1月
3	購入記録情報のサンプルデータ	（準備中）	—
4	いただいたご意見・ご不明点	（準備中）	—
5	参考_主な見直し内容	（準備中）	—

（注） 本API仕様書は、「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議

目次

■ API仕様書ドラフト版の公開について

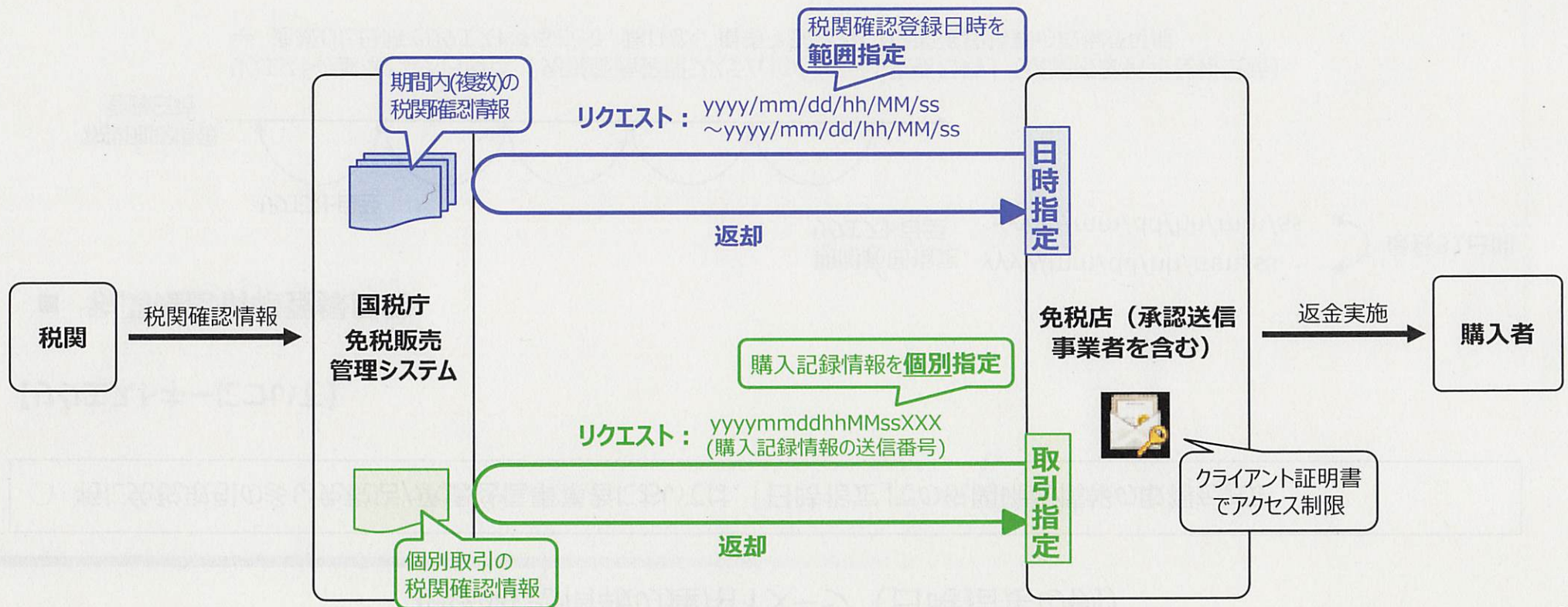
■ 税関確認情報の提供について

■ 購入記録情報ver3について

■ 今後のスケジュール

税関確認情報の提供方法について

- 免税販売管理システムから免税店（承認送信事業者を含む）が税関確認情報を取得する仕組みは、免税店からのリクエストに基づきデータを提供する「**Pull型API連携**」とする。
- 連携方式は、「**日時指定**」・「**取引指定**」の2パターンを準備。
- 「**日時指定**」は「送信者識別符号（or販売場識別符号）」×「税関確認登録日時（自至）」でリクエスト
- 「**取引指定**」は「送信者識別符号」×「販売場識別符号」×「送信番号」でリクエスト
- 返却する情報については、物品明細（物品一連番号）単位ではなく、**購入記録情報（送信番号）**単位とする。
- リクエストの際は、購入記録情報の提供と同様、クライアント証明書を付加するなどのセキュリティ措置を講ずる。

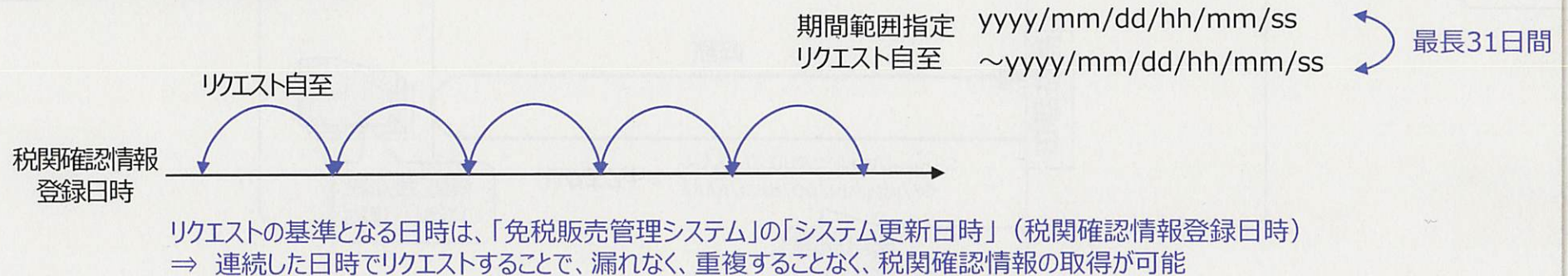


税関確認情報の運用イメージ（日時指定の例）

- 特に免税取引の多い免税店/承認送信事業者においては、「日時指定」での税関確認情報の取得を想定

【リクエストキーについて】

■ 税関確認情報登録日時



■ 識別符号

- 「送信者識別符号」、「販売場識別符号」のいずれか必須
- 双方を設定した場合は&条件で検索し、一致する税関確認情報を返却

※ なお、承認送信事業者自身が送信した購入記録情報（もしくは自身が経営する販売場の購入記録情報）に係る税関確認情報のみ、取得可能であることに留意

※ リクエストに設定する識別符号に係る税関確認情報へのアクセス権の有無については、クライアント証明書の情報で識別予定

税関確認情報の返却結果の見方

- 返却する税関確認情報のデータ項目は必要最低限とする予定
→ 自身が保存する購入記録情報と「送信者識別符号」、「販売場識別符号」、「送信番号」をキーに紐づけた上で活用することを想定

【税関確認情報の見方】

■ 税関確認情報区分

- ・ 「**税関確認済**」、「**免税不可**」の2種類の区分
- ・ リクエスト時点（期間指定の場合は、リクエストされた「税関確認情報登録日時」の自至の範囲）で、ステータスが確定している税関確認情報を返却

「税関確認情報区分」=「1（税関確認済）」

⇒ 免税売上に振替

「税関確認情報区分」=「9（免税不可）」

⇒ 課税売上のまま

税関確認情報の返却がないもの（リクエストエラーを除く）

⇒ 税関確認手続未済など、税関確認のステータスが未確定のため、（時間をおいて）改めてリクエストする。

■ 税関確認情報件数

- ・ リクエストに合致した税関確認情報の件数について、返却予定
- ・ 「**0**」件については、リクエスト条件に誤りはないが、条件に一致する税関確認情報がなかったという意味
- ・ リクエスト条件に一致する税関確認情報件数が「1,000」件以内の場合、上記の「税関確認情報区分」を返却
- ・ 「**1,000**」件を超えていた場合は、リクエスト条件を見直して、1,000件以内となるよう再リクエストが必要

目次

■ API仕様書ドラフト版の公開について

■ 税関確認情報の提供について

■ 購入記録情報ver3について

■ 今後のスケジュール

購入記録情報の取消/訂正方法の変更について

- 当初送信データとの確実な紐づけを行い、税関で確認対象とすべき購入記録情報を明確にすること、免税店等が取得した税関確認情報と保存している購入記録情報の紐づけを一意とすることを目的に、リファンド方式移行後は洗替による取消方法に統一する（訂正の場合は取消後、登録データを送信）
- 洗替処理統一に伴い、購入記録情報のインターフェースを修正

【購入記録情報の送信データ項目の追加】

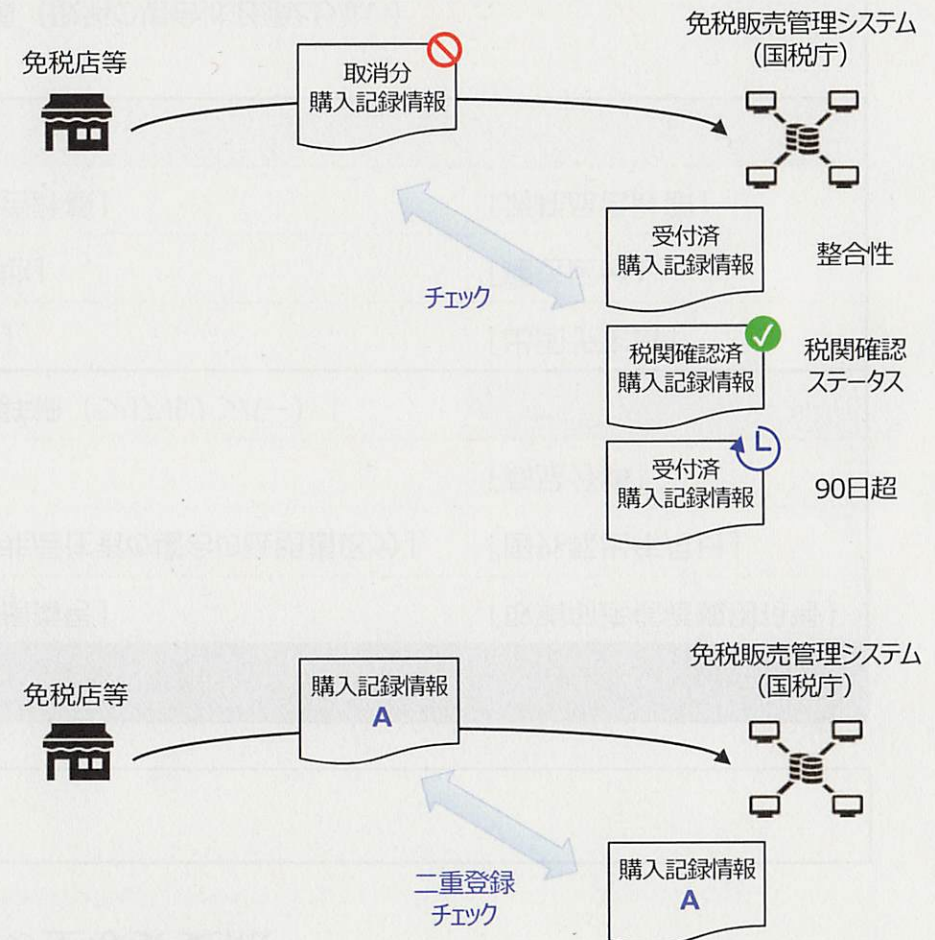
- ・ 「登録取消区分」、「取消前送信番号」、「取消前送信者識別符号」、「取消前販売場識別符号」
⇒ 取消データか否か、取消対象の購入記録情報と確実に紐づけるため。

【取消データの場合のチェック条件】

- ・ 取消前の購入記録情報と整合性をチェック
⇒ 上記追加項目のほかに、以下の項目についても取消対象の購入記録情報と一致しているか、整合性をチェック
「国籍・地域」、「旅券番号」、「譲渡年月日」、「酒税適用有無（全体）」
- ・ 税関確認のステータスとの整合性チェック
⇒ 「税関確認済」（又は「免税不可」）として、既に税関確認情報が登録されている場合、エラーとする
⇒ 譲渡年月日から90日を超えた購入記録情報を取消対象としている場合、エラーとする
※ 税関確認後は、取り消し不可となるため、留意
- ・ そのほか、当初購入記録情報の送信時に必須項目とされている項目については、同一の値である必要はないものの、値の設定は必要となるので、留意

【二重登録の防止措置】

- ・ 紐づけを確実にを行う観点から二重登録についても防止措置を行う
⇒ 「送信番号」、「送信者識別符号」、「販売場識別符号」の組み合わせが一致する購入記録情報が送信された場合、エラーとする



購入記録情報データ項目の主な変更点

○ 現行からの購入記録情報の主な変更点は以下のとおり。

変更内容	対象項目等		
項目追加 (新規項目として、項目IDが追加されるもの)	「登録取消区分」	「取消前送信番号」	「取消前送信者識別符号」
	「取消前販売場識別符号」	「日本国籍非居住者の場合の証明書区分」	「国外転出年月日」
	「販売場名称（英語表記）」	「合計額」	「商品分類」
	「商品情報詳細」	「商品情報詳細（シリアルナンバー）」	
項目削除	「許可書番号」	「出国区分」	「出国予定日」
	「出国予定便」	「出国予定地」	「運送区分」
	「運送事業者氏名名称」	「一般物品合計額」	「消耗品合計額」
	「物品区分」		
必須区分の変更	・「旅券番号」（条件つき必須→必須） ・「物品明細」の各項目（必須→条件つき必須（取消の場合は必須としない）		
項目名称変更	・「国籍」→「国籍・地域」 ・「手続委託型合算区分」→「合算区分」		
設定値又は設定コード値の変更	・「在留資格」（米軍構成員のコードを「99（その他）」→「96」） ・「旅券等種類」（旅券が必須となったことに伴い「3」を欠番扱い） ・「物品一連番号」（物品明細数の上限を「50」→「200」へ拡張）		

留意事項等

購入記録情報の送信

旅行者が空港等で税関確認を受ける際に、免税販売管理システムで購入記録情報を受信できていない場合、その購入記録情報は税関確認対象とならない（免税対象とならない）ので、購入記録情報の送信については、免税販売手続後、遅滞のない送信が必要。（取消/訂正データも同様。）

旅券番号の必須項目化

許可書番号項目を廃止し、旅券番号項目を必須項目に変更。税関確認の際の購入記録情報の検索については、旅客等の旅券から読み取った旅券情報と購入記録情報の旅券情報を照合。

→ 購入記録情報の旅券情報に誤りがあった場合、提示を受けた旅券と一致せず、税関確認の対象とならないので、送信誤りがないよう留意が必要。

販売場名称（英語表記）

英語表記については、任意であるが、記載があれば旅行者の税関確認手続に活用することも検討中。

金額項目の消費税相当額の取扱

リファンド方式後も、引き続き税抜価格で送信することとなる。

商品情報詳細、商品情報詳細（シリアルナンバー）

1 商品あたり100万円以上（税抜）の物品について、商品の具体的な名称やブランド名、型番号、形状又は色彩等の特徴等の情報（これらに加え、シリアルナンバーが付されている商品はシリアルナンバー）の提供が必須となる。設定すべき内容（具体例等）については、今後Q&A等により示していく予定。

商品分類

商品分類は任意項目として追加予定。分類については16分類程度を想定。

旧verの購入記録情報の受付期間

現行制度下において送信された購入記録情報について、取消、訂正送信があり得ることを勘案し、制度移行後も一定期間、ver1、ver2の受付を可能とする予定。

なお、ver1、ver2として送信された購入記録情報については、税関確認の対象とならないため留意。

税関確認情報の照会期限

税関確認情報については、税関確認情報が登録されてから、1年3カ月程度の期間、返却可能とする予定。

目次

■ API仕様書ドラフト版の公開について

■ 税関確認情報の提供について

■ 購入記録情報ver3について

■ 今後のスケジュール

今後のスケジュール（システム面の補足）

- 2025年（令和7年）1月17日にAPI仕様書ドラフト版を公開。
- API仕様書ドラフト版については、2025年4月16日まで質問・意見を受付中。（提出先 menzei-shiyou1903@nta.go.jp）

